

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託	No.5200243
工（納）期	令和 6年 3月 31日	
契約締結日	令和 5年 4月 1日	
契約金額	28,673,887円（消費税込み）	

契約相手方	東京書籍株式会社 東京支社 (法人番号：7011501003104)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価契約	

業者選定理由書

件名	荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託
指名業者 (案)	名称 東京書籍株式会社 東京支社 所在地 東京都北区堀船二丁目17番1号 代表者 支社長 隈 三智夫
特命理由	<p>本件は、区内小・中学校に在籍する児童・生徒に対し、学習到達度調査及び、学習に対する意識調査等を実施するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、令和元年度に実施したプロポーザルにより選定された業者であり、その後の履行状況も良好であることから特命随意契約により契約を継続し、令和4年度で履行4年目を迎える。</p> <p>② 本件は学習指導要領の改定により、令和3年度実施分から小学校6年生の英語調査及び中学校3年生の英語スピーキング調査を追加したが、両調査結果を含む総合的な分析結果に基づき、調査後の学習指導等に有効活用できている。</p> <p>③ 前回の業者選定から4年が経過しており、本来であれば再度業者選定を行うべきところではあるが、現時点で「小6英語」の学習到達度調査及び英語スピーキング調査を実施可能な事業者は上記業者のみである。</p> <p>また、相談や依頼事項について迅速に対応し、コロナ禍を想定した実施体制も整えられおり、履行評価も優良である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)